

事務担当者会同資料

R3.4.8 審判委員会

【新型コロナウィルス感染症が収束までの暫定的試合・審判法について】

- 1 審判員の所作事（整列、移動、合議の態勢等）：全剣連チャート参照

- 2 審判要領について

この審判法においては、試合者と審判員が共に理解していることが極めて重要であることから、特に試合者に事前に指導すべき事項について記述し、併せて状況に応ずる審判員の処置事項について記述する。

- ①試合者は鍔迫り合いを避ける。

接触した瞬間の引き技及び体当たりからの技（発声を含む）を積極的に出す。鍔競り合いになった瞬間、技が出ない場合には直ちに積極的に分かれる。試合者は審判員の「分かれ」の宣告を待つのではなく試合者双方で分かれる努力をすることが重要である。

審判：『どうしても分かれることができないと判断した場合には主審は直ちに「分かれ」を宣告する』

【留意事項】

○直ちに「分かれ」を宣告する、とは特に秒数を設けないが、機械的にすぐに「分かれ」を宣告すると試合者は「分かれ」の宣告を待つことになり「分かれ」を多発することになる。

○この際、審判員は選手の先取りをして移動する。特に主審は先取りをしないと試合者の中央で「分かれ」を宣告することが困難になる。状況により「分かれ」の宣告が試合者の中央でできない場合もあるが、「始め」の宣告は必ず試合者の中央で行う。

- ②試合者は、分かれる場合は主審の宣告による場合、試合者双方で分かれる場合のいずれにかかわらず、剣先が完全に触れない位置まで互いに分かれる。

- ③分かれる場合は剣先を開いたり、下げたりしない。

- ④分かれる場合は双方がバラバラに下がらない。例として日本剣道形の四本目（双方同じ気位で互いの鎧を削るようにして、自然に相中段になる）を意識して分かれると緊張感が途切れることなく、試合が引き締まる。

- ⑤相互に分かれようとしている途中に技を出さない。

審判：・この場合の打突は有効打突としない。

- ・一方が分かれようとしている場合に追い込んで打突した場合や分かれようと見せかけて打突する行為は反則を適用する場合がある。（審判の合議）
- ・分かれる途中に相手の竹刀を「叩いたり」「巻いたり」「裏交差」をした場合も同様である。（審判の合議）

- ⑥意図的な時間空費や防御姿勢（勝負の回避）による相手に接近するような行為は、規則第1条に則り、反則を適用する。

以上